

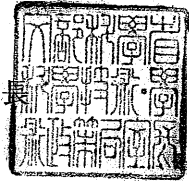
14科原安第24号

平成14年6月12日

使用者、販売業者、賃貸業者、廃棄業者 殿

文部科学省 科学技術・学術政策局

原子力安全課 放射線規制室



(印影印刷)

### 放射性同位元素取扱事業所における火災発生時の対応について

貴事業所におかれましては放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づき、安全管理に努められていることと存じます。

平成14年3月に宮崎県内の化学工場において、また、同年4月には北海道内の石油プラントにおいて火災が発生しました。幸いにもR I機器の延焼は免れましたが、放射性同位元素取扱事業所と消防機関との間で放射性同位元素等に係る情報伝達、連携が円滑に行われていない状況も見受けられました。

これを受け、消防庁では、全国の都道府県の消防担当部局を通じ市町村に対し、放射性同位元素取扱施設における火災等事故時の際の消防活動に関するマニュアルを参考に、事業者との連携を含め、事故に対応し得る体制整備を図ることなどを改めて通知しました。

つきましては、貴事業所におかれましては、迅速かつ的確な消防活動のために別添の通り、消防機関との連携についてご協力頂くよう宜しくお願い致します。

本件に関するお問い合わせ先

原子力安全課放射線規制室総括係

電話：03-5253-4043

消防活動対策マニュアルの内容については

消防庁特殊災害室原子力災害係

電話：03-5253-7528